

【貨物】行政処分状況（令和3年2月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和3年2月24日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	合資会社大雄産業 代表者大城貞雄 (法人番号6360003000749) 沖縄県豊見城市字座安332-4
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県豊見城市字座安334
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の停止(25日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和2年11月26日、適性化実施機関が行った巡回指導の評価結果を勘案し監査実施。4件の違反が認められた。 (1)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」第3条の2) (2)点呼記録の記載事項等の不備(安全規則第7条第5項) (3)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項) (4)運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 3点 (当該営業所) 3点